

現場代理人の常駐義務緩和措置に関する運用基準

平成25（2013）年3月27日 伺定

最終改正 令和4（2022）年2月22日 伺定

この運用基準は、柏崎市建設工事請負基準約款第12条第3項の規定による工事現場への現場代理人の常駐義務適用を緩和する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（常駐義務を緩和する措置）

第1条 建設工事請負基準約款第12条第3項に基づく現場代理人の常駐義務（以下「常駐」という。）を緩和する措置は次の2つの措置とする。

- (1) 現場代理人の常駐の免除
- (2) 現場代理人の兼任

2 一人の現場代理人に対し、前項の第1号と第2号は同時に適用できないものとする。

（常駐の免除）

第2条 柏崎市の発注した工事（上下水道局の発注した工事を含む。以下同じ。）においては、次の各号に掲げる期間については、常駐を免除することができるものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、これらの期間が工事打合簿によりあらかじめ明確となっていなければならない。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事請負基準約款第22条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場が完了（受注者が、発注者に対し必要書類を全て提出済みであること）した後、しゅん工検査までの間などの工事現場において作業が行われていない期間で、常駐を免除することができる発注者が認めた期間

(現場代理人の兼任)

第3条 柏崎市の発注した工事における現場代理人の兼任については、次のとおりとする。

(1) 次に掲げるアからエまでの条件を全て満たす工事については、合計で5件まで兼任を認めることができるものとする。

ア 工事がいずれも柏崎市の発注した工事であること。

イ 兼任する工事の当初契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の合計が7,000万円未満(一件3,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満))であること。

ウ 各工事現場間の移動時間が1時間程度以内であること。

エ 特記仕様書又は現場説明書に現場代理人の兼任を認めない旨の記載がないこと。

(2) 柏崎市の発注した工事で、兼任する工事現場が同一又は概ね一つの現場として管理が可能な程度隣接・近接しており、かつ工事内容に関連性がある工事で、兼任してもその影響が比較的少ないと発注者が認める場合は、現場代理人の兼任を5件まで認めることができるものとする。

2 一人の現場代理人に対して同時期に認められるのは、前項の第1号又は第2号のいずれか一方とする。

3 兼任を認められた現場代理人は、認められた工事以外の業務には従事できないものとする。

(現場代理人の常駐免除及び兼任の明示)

第4条 発注者は、工事の発注時(公告時等)に現場代理人の常駐免除及び兼任の可否について特記仕様書(別紙)により明示するものとする。

(兼任を認めない工事)

第5条 発注者は、第3条第1項各号に適合する工事であっても、難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めがたい工事であると判断した場合は、兼任を認めないこととする。

(兼任する場合の留意点)

第6条 現場代理人は、他の工事現場に滞在している間、自らの指示のもとに現場での連絡や作業指示等を行う者(以下「職務代行者」という。職務代行者は元請の従業員であるか否かは問わない。)を配置し、自らが不在となる現場の施工管理及び安全管理に万全を期すこと。

2 受注者は、現場代理人を兼任する場合は、電話等により常時確実に現場代理人又は職務代行者と連絡がとれる体制の整備を行うこと。

(兼任に関する手続)

第7条 受注者は、現場代理人を兼任させようとする場合は、工事着手届と併せて「現場代理人兼任届」(別記第1号様式)を作成し、発注者に提出すること。

(不受理の通知)

第8条 発注者は、前条の「現場代理人兼任届」を不受理とした場合は、「現場代理人兼任届不受理通知書」(別記第2号様式)により速やかに受注者に通知するものとする。

(兼任の解除)

第9条 発注者は、兼任を認めた工事において施工管理体制が不十分等の理由で兼任が適当でないと判断した場合は、発注者は兼任を解除することができる。

2 発注者は、前項により兼任配置の解除を決定した場合は、「現場代理人兼任解除通知書」(別記第3号様式)により速やかに受注者に通知するものとする。

(設計変更時の取扱い)

第10条 兼任している工事が、その後の設計変更(増額変更)により、第3条第1号イの条件を満たさなくなった場合においても、引き続き当該兼任を認めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 「常駐を免除することができる期間」に該当する期間について

現場代理人の常駐を免除することができる期間は、以下の番号に○印を付いたものを適用し、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

ただし、現場代理人が本工事と他の工事を兼任している期間は、この緩和措置は適用しない。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注者が認めた期間

2 現場代理人の兼任について

現場代理人の兼任は、以下の番号に○印を付いたものを適用する。ただし、本工事が兼任を認めても、他の工事の施工状況により、兼任を認めない場合がある。

- (1) 本工事は現場代理人の兼任を認める。
- (2) 本工事と以下の工事の受注者が同一となった場合は、現場代理人の兼任を認める。

対象工事名：

- (3) 本工事は現場代理人の兼任を認めない。

現場代理人兼任届

年 月 日

柏崎市長 様

受注者 住所

氏名

現場代理人の兼任について、下記のとおり届け出ます。

なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期しますが、万一、兼任が適当でないと判断された場合は、兼任の解除を指示されても異議ありません。

1 現場代理人

氏 名	(連絡先)
-----	-------

2 当該工事（新規受注工事）

工事番号及び工事名			
工事場所	柏崎市 地内	当初契約金額	円
工期	年 月 日から 年 月 日まで		
現場代理人の 職務代行者*	氏 名	工事担当課	
	(連絡先)	監督員氏名	

※現場代理人の不在の間、現場代理人の指示のもとに現場での連絡や作業指示を行う者

3 兼任する工事（施工中の工事）（適宜工事欄を追加して使用すること）

(1) 工事1

工事番号及び工事名			
工事場所	柏崎市 地内	当初契約金額	円
工期	年 月 日から 年 月 日まで		
現場代理人の 職務代行者	氏 名	工事担当課	
	(連絡先)	監督員氏名	

(2) 工事2

工事番号及び工事名			
工事場所	柏崎市 地内	当初契約金額	円
工期	年 月 日から 年 月 日まで		
現場代理人の 職務代行者	氏 名	工事担当課	
	(連絡先)	監督員氏名	

※添付書類

①全ての工事の当初契約書（写し）・工程表 ②全ての工事を1枚に表示した位置図

③兼任する工事が中止されている場合は、中止通知書の写し

※記 事	※受付欄

※欄は記入しないこと

契第 号
年 月 日

受注者

様

柏崎市長

現場代理人兼任届不受理通知書

下記工事の現場代理人兼任届については、下記の理由により不受理としたので通知します。

記

1 現場代理人氏名

2 工事番号及び工事名

工事 1	工事番号	
	工事名	
工事 2	工事番号	
	工事名	
工事 3	工事番号	
	工事名	
工事 4	工事番号	
	工事名	
工事 5	工事番号	
	工事名	

3 不受理とした理由

契第 号
年 月 日

受注者

様

柏崎市長

現場代理人兼任解除通知書

下記の工事の現場代理人の兼任については、下記の理由により解除しましたので通知します。

記

1 現場代理人氏名

2 兼任する工事番号及び工事名

工事 1	工事番号	
	工事名	
工事 2	工事番号	
	工事名	
工事 3	工事番号	
	工事名	
工事 4	工事番号	
	工事名	
工事 5	工事番号	
	工事名	

3 解除とした理由